

女性部

普通救命講習1

- ・日 時：令和5年3月29日（水）
- ・場 所：協会3階会議室（名古屋市中区）
- ・参加者：10名

女性部（東久保真弓会長）は、成人に対する心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、異物除去要領、止血法等を学ぶ「普通救命講習1」を開催しました。

当日は、名古屋市救急救命研修所応急手当研修センター 応急手当指導員 加藤績司氏、同センター 応急手当指導員 大塚芳江氏を講師としてお招きし、ご指導いただきました。



普通救命講習1は、水野映里香委員が司会進行を担当され、開会の挨拶で東久保会長は「弊社で普通救命講習1を受講した新入社員が、偶然事故に遭遇した際、慌てずにその場に即した対応ができると報告があり、普通救命講習1を受講していたので役立ったとのことでした。今回女性部は3年ぶりの開催のため、この機会を活用して急な事故等に際しての対応を身につけ、役立てていただければと思います。」と述べました。

講習にあたり「あなたが救える命のために」名古屋市消防局の資料が配布されました。



参加者全員で集合写真を撮影

生命の危機に陥った傷病者を救命し、社会復帰させるために必要な一連の行為を『救命の連鎖』（①心停止の予防 ②早い通報 ③早い応急手当 ④早い救命処置）の4つを途切れることなくすばやくつなげることで救命効果が高まります。

①では、子どもの心停止の主な原因や成人の突然死の主な原因について、疑われる症状について説明を受ける。

②では、突然倒れた人がいたら、まず周囲の安全を確認し、反応の確認を行います。迷った場合は大きな声で応援を呼び、119番通報を依頼し、AEDを依頼する。

③では、応急手当の心肺蘇生とAEDの使用について、講習内で実技を交えて指導を受ける。周りの早い応急手当によって、救命の可能性は約2倍に増加するとのことです。

④駆けつけた救急救命士や医師により傷病者の心拍や呼吸が戻るよう処置を行う。

救急隊が到着するまでに、そばに居合わせた皆さんのが勇気を持って行動を起こし、119番通報や応急手当により救える命があるとのことでした。

